

- 2 前項第三号イの規定による試験の認定は、次に掲げる基準に適合すると認められる者が実施する試験について行う。
- 一 試験を実施する者の職員、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の試験事務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 三 試験事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が公正になるおそれがないこと。
- 第二条に次の三項を加える。
- 3 第一項第三号イの規定による認定を受けた試験を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに試験の名称は、次のとおりとする。

試験を実施する者		試験の名称
名 称	主たる事務所の所在地	
財団法人日本海技協会	東京都千代田区麹町四丁目五番地	船舶料理士試験

- 4 第一項第三号ハの規定による船舶料理士の養成施設の認定は、次に掲げる基準に適合すると認められる者について行う。
- 一 養成施設の職員、養成施設の実施の方法その他の事項についての養成施設の実施の計画が養成施設の実施の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の養成施設の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 5 第一項第三号ハの規定による認定を受けた船舶料理士の養成施設の名称及び主たる事務所の所在地は、次のとおりとする。

名 称	主たる事務所の所在地
財団法人日本船舶職員養成協会	東京都千代田区麹町四丁目五番地

- (船舶職員法施行規則の一部改正)
- 第三十五条 船舶職員法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十一号)の一部を次のように改正する。
- 第三条の二第一項中、「下欄に定める講習」の下に、「であつて当該講習の種類ごとに国土交通大臣が認定する者(以下「認定免許講習機関」という。)が実施するもの」を加え、同条第二項中、「上欄に掲げる講習」の下に、「であつて認定免許講習機関が実施するもの」を加え、同条に次の三項を加える。

- 3 第一項の規定による認定は、次に掲げる基準に適合すると認められる者について行う。
- 一 職員、講習事務の実施の方法その他の事項についての講習事務の実施に関する計画が講習事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の講習事務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 4 認定免許講習機関のうち、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人であるものの名称及び主たる事務所の所在地並びに講習の種類は、次のとおりとする。

名 称	主たる事務所の所在地	講習の種類
財団法人日本船舶職員養成協会	東京都千代田区麹町四丁目五番地	レーダー観測者講習 援助装置シミュレータ講習 救命講習 消火講習 航海英語講習 航海英語講習 上級航海英語講習 機関英語講習 上級機関英語講習

- 5 認定免許講習機関のうち、前項に規定する者以外の者の名称及び主たる事務所の所在地並びに講習の種類は、国土交通大臣が官報で告示する。
- 第九条の三の次に次の二条を加える。
- (指定の基準)

- 第九条の三の二 法第七條の二第三項第三号の規定による指定は、次に掲げる基準に適合すると認められる者が実施する講習について行う。
- 一 職員、講習事務の実施の方法その他の事項についての講習事務の実施に関する計画が講習事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の講習事務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

- (公示)
- 第九条の三の三 法第七條の二第三項第三号の規定による指定を受けた講習を実施する者(以下「指定更新講習機関」という。)の名称及び主たる事務所の所在地並びに講習の種類は、次のとおりとする。

名 称	主たる事務所の所在地	講習の種類
財団法人日本船舶職員養成協会	東京都千代田区麹町四丁目五番地	航海A講習 航海B講習 船舶操縦士講習 機関A講習 機関B講習
財団法人尾道海技学院	広島県尾道市栗原東二丁目十八番四十二号	航海A講習 航海B講習 船舶操縦士講習 機関A講習 機関B講習
財団法人中国船舶職員養成協会	広島県広島市南区元宇品町四十一番十八号	航海A講習 航海B講習 船舶操縦士講習 機関A講習 機関B講習
財団法人尾道海技学院	山口県下関市東大和町二丁目三番二十五号	航海A講習 航海B講習 船舶操縦士講習 機関A講習 機関B講習
財団法人中国船舶職員養成協会	熊本市宇土郡三角町大字三角浦千九百九十三番地	航海A講習 航海B講習 船舶操縦士講習 機関A講習 機関B講習
財団法人日本海技協会	東京都豊島区目白一丁目三番八号	小型船舶操縦士講習 小型船舶操縦士講習 小型船舶操縦士講習 小型船舶操縦士講習 小型船舶操縦士講習